

公告

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札説明は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

令和8年7月9日

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所長

小山 健一

記

1. 協定の概要

（１）名称 災害時における災害応急対策業務に関する協定

（２）目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（３）内容 協定書案（別紙－１）及び協定区間図（別紙－２・３）は別添資料のとおり

（４）期間 令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

2. 応募資格

（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスフ

ァルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。)

（3）会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

（5）平成23年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかの施工実績を有すること。（経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

（6）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

（1）技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績 【様式－2】	① 平成23年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事の施工実績のうち代表的なものを1件記載すること。 なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。 また、経常建設共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。 ② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の他、工事概要を記載すること。 ③ 施工実績がない場合は協定を締結しない。 【添付が必要な書類】 ○ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、発注者機関名、施工場所、契約

	金額、工期、発注者、請負者が確認できる部分のみでよい) ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。この場合、契約書の写しを提出する必要はない。
2) 他機関との災害 応急対策に関する 協定又は契約の締 結状況 【様式－3】	① 他の公共機関との間において、東京国道事務所と同様若しくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。 ② 締結している場合（締結手続き中の者も含む）は、協定又は契約別、名称、締結機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合はすべて記載するものとする。 災害要請が重複した場合、東京国道事務所に協力するための体制について記載すること。東京国道事務所へ協力するための体制が確保されない場合は協定を締結しない。 【添付が必要な書類】 ○実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
3－1) 協定締結希 望区間（地震時） と希望理由 【様式－4】	【道路啓开区間】 ① 道路啓开区間は、協定区間図（別紙－2）を参考に、希望する協定区間を時間帯（平日昼間、平日夜間・休祭日）毎に記載し、その希望理由を記載すること。 ② 希望する協定区間の道路啓開開始場所を記載すること。開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）とし、国道番号、交差点名称、住所を記載すること。また、開始場所から啓開作業を行う進行方向を記載すること。（例「都心方向」「郊外方向」「〇〇方面」） ③ 地震発生から道路啓開開始場所での啓開開始までの所要時間を記載すること。 【道路巡回区間】 ① 道路巡回区間は、協定区間図（別紙－2）を参考に、希望する協定区間上の任意の範囲とし時間帯（平日昼間、平日夜間・休祭日）毎に記載し、その希望理由を記載すること。 ② 希望する道路巡回区間は主要交差点（幹線道路等と交

	差する交差点)間とし、区間の両端の交差点名及び延長を記載すること。(例「R1〇〇(交)~R1〇〇(交)約〇.〇km」) 開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点(幹線道路等と交差する交差点)とし、国道番号、交差点名称、住所を記載すること。 ③地震発生から道路巡回開始場所での巡回開始までの所要時間を記載すること。 【協力可能な建設資機材】 ①協定期間中、東京国道事務所に協力可能な建設資機材の保有状況^{注1)}を記載すること。 ②建設資機材毎に名称、規格、単位、数量、保管場所を記載すること。 【協力可能な要員】 ①協定期間中、東京国道事務所に協力できる技術者(土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者)、作業員等の要員の状況^{注1)}を記載すること。 【建設機械の保管希望場所】 ①災害時の応急対策業務の際に、東京国道事務所が指定する資材基地に建設機械の保管を希望する場合は、「東京国道防災用建設機械保管場所候補地」(別紙-4)から希望地を記載する。 ②保管場所は災害時のみ使用可能とする。ただし、応急対策業務における道路啓開作業のために、確実に利用可能な建設機械であれば、平時から保管可能とする。 【添付が必要な書類】 ○道路啓開開始場所、道路巡回区間及び道路巡回開始場所、建設資機材の保管場所を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。 注1)東京国道事務所に協力できる建設資機材・要員を記載し、他機関との災害応急対策に関する協定又は契約で提供する建設資機材・要員は含めないこと。
--	--

3-2) 協定締結希望区間（地震時以外）と希望理由 【様式-5】	① 協定区間は協定区間図（別紙-3）を参考に希望する協定区間（希望順位をつけ3区間）を記載し、その希望理由を記載すること。 ② 大雪等の災害時に協力可能な除雪体制（人力除雪の協力可能要員数、機械除雪の協力可否、除雪機械・除雪資材）を記載すること。協力可能な除雪機械、協力可能な除雪資材については、機械・資材毎に、名称、規格、単位、数量、保管場所を記載すること。
---	--

（2）技術資料の提出

- ① 様式を東京国道事務所HP（※）の「最新のお知らせ」からダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）、若しくは電子メールによること。（電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。）

・受付期間：令和8年7月9日から令和8年7月30日の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課（担当：塩島）
〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎16階

TEL：03-3512-9064（防災情報課直通）

FAX：03-3512-9158（防災情報課直通）

電子メール：shiojima-t8310@mlit.go.jp

- ③提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。

（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

- ④提出資料と合わせてオリジナルデータを電子媒体（CD）又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を5MB以内とすること。様式1から5は上記①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。電子メールのみで提出する場合は、全てを一つにまとめたPDFファイルも提出すること。容量は5MB以内とすること。

4. 協定締結に関する事項

（1）協定締結者の選定方法

協定締結者の選定は、「2. 応募資格」を満たさない者や、「3. 技術資料の作成及び提出に関する事項」に示す協定を締結しないこととした者以外

から決定をするものとする。

なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

(2) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(令和8年8月上旬を予定)

(3) 協定締結者への通知

①書面をもって東京国道事務所長から通知する。

②通知は令和8年8月下旬を予定する。

5. 非選定理由に関する事項

(1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により東京国道事務所長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面(様式自由)により、東京国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課(担当：塩島)

〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎16階

TEL：03-3512-9064(防災情報課直通)

・受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで

(4) 上記(2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

6. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

(3) 提出された技術資料は、協定締結者選定及び協定の目的以外で使用することはない。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、協定締結の対象外とするとともに、協定締結後は協定を無効とする。

(5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された技術資料は返却しない。

(7) 本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

(8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提

出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・ 問い合わせ先：〒102-8340 東京都千代田区九段南 1－2－1
九段第3合同庁舎 16階
関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課（担当：塩島）
TEL：03－3512－9064（防災情報課直通）
電子メール：shiojima-t8310@mlit.go.jp